平成２７年度第３回伊予市環境審議会

平成２７年７月２９日（水）

市役所　３階　第２委員会室

出席委員：会長　中安　章・副会長　藤岡政晴・對尾眞也・水木一弘・大森幸子・嶋田　崇・西尾隆志・久保繁行・前野洋子・小西千鶴子（10人）

事 務 局：産業建設部長 隅田英久・環境保全課 出来和人・窪田春樹・下水道課向井英文・岡市裕二・大塚直人

傍 聴 者：１人

午後２時00分　開会

〇事務局

ただいまから平成27年度第３回伊予市環境審議会を開催いたします。

本日の審議会には全員の皆様が御出席いただいておりますので、会議の成立要件を満たしております。

また、傍聴要領に基づき、市のホームページにて審議会の案内告知を行ったところ、希望者が１名おられたことから、先日、会長に報告し了承を得たため、傍聴いただくことになっております。

議事に入ります前に、前回の会議録についてお知らせいたします。

前回の会議録については、現在、事務局で取りまとめ作業を行っております。取りまとめが出来次第、各審議委員へ送付させていただき、その後、所要の修正等を行った後、市のホームページに掲載することにいたしたいと思います。

それでは、これからの進行を中安会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

●会長

本日の議題は前回の続きになると思われる。次第に従って進めていきたいと思う。

会議は１時間半を目途にしているので、効率よく内容の濃い審議が行えるよう、事務局の説明は要点を押さえて簡潔に述べ、委員による意見交換の時間を多くとりたいと思う。

では、次第に従い、議事(1)合併浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について、事務局から説明を願う。

〇事務局

合併浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について、前回いただいておりました意見に関する説明を担当者から行います。

〇事務局

まず、お手元にお配りしています資料の確認をお願いします。

資料１、生活排水処理事業における事業内容、続いて資料２、浄化槽事業比較（平成25年度分）、続いて資料３、各生活排水処理事業における維持管理状況、最後に資料４、浄化槽管理費比較（平成25年度分）、以上を配付いたしております。よろしいでしょうか。

それでは、説明に移ります。

前回の審議会において、これまでに実施している他の生活排水処理事業との比較資料の提示について意見をいただきました。確認したところ、平成22年度上下水道事業運営審議会の資料として、各事業の状況を調査した資料がありました。内容は、使用料改定の審議を行うため、各事業の維持管理に関する状況を取りまとめたもので、各事業における費用や負担額などについての比較を行ったものではありませんでしたので、各事業内容について取りまとめたものを今回、参考資料として作成いたしました。資料１、各生活排水処理事業における資料内容をご覧ください。

平成25年度末の各事業内容についてです。生活排水処理事業として、これまで市では浄化槽整備事業以外に、①公共下水道事業を旧伊予市で、②特定環境保全公共下水道事業を旧中山町で、③農業集落排水事業を、旧伊予市では大平・唐川地区、旧中山地区では佐礼谷、犬寄、源氏地区で実施しており、事業開始時期や全体計画人口、事業費や受益者負担金などについて取りまとめています。御承知のとおり、それぞれの事業実施については制度上、地域や規模などの制約があり、国庫補助や受益者負担に関する基準も事業によって異なっており、また事業実施時期も同時にではありません。それぞれの事業に関しては、その時々における市及び地域の状況等によって実施を決定してきたものであると考えております。

続きまして、資料２、浄化槽事業比較（平成25年度事業分）をご覧ください。

平成25年度事業分の浄化槽事業比較を行い、取りまとめました。この中で個人設置型の事業費については、個別実施額の把握が困難であることから、国の整備基準額により算出していますので、実施額とは多少の差があると思われます。

続きまして、資料３、生活排水処理事業における維持管理状況をお願いします。

平成25年度末の各生活排水処理事業の維持管理状況について取りまとめをしたものです。この資料については、維持管理に係る人的経費を除いた施設管理に係わる経費にて作成しています。これは、職員が公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、そして浄化槽整備といった各事業に係わっており、人的経費を各事業に振り分けることが困難であることから、今回除いて作成しております。資料では、公共下水道については、使用料収入で管理に関する経費が賄えていることになっていますが、他事業に比べ実際の人的経費は多く、また年度によって維持管理の為の修繕が発生することなどから、必ずしも使用料で維持管理が全て賄えているということでないことを理解いただいたらと思います。

なお、農業集落排水の中山地域の個人分及び合併浄化槽の使用料については、人頭割で使用

料を算定していますので、他の水道使用料による算出とは異なるため、単純に比較が出来ないことも了解いただきたいと思います。

また、前回審議会でも説明いたしましたが、浄化槽以外の事業では平成24年３月に料金改定を実施しており、これまでも概ね５年に１度料金改定を行い、使用料収入での適正な維持管理に努めています。今後も浄化槽を含め、維持管理費用の状況等によって上下水道事業運営審議会の審議を受けて適正な料金改定を行って参りたいと考えています。

次に、本市の財政力指数について意見をいただいておりました。

指摘いただいたとおり、本市の財政力指数は平成22年度が0.42で、その後0.41から0.42といったところで推移している状況で、近年極端に変動しているものではありません。

ただ、今後、地方交付税が大幅に減額されることから、浄化槽事業のみならず、あらゆる事業、事務の見直しを全庁で行う必要がある状況です。

最後に、資料４、浄化槽管理費比較をご覧ください。

平成25年度分の事業を市設置型と個人設置型で比較しています。個人設置型には管理について市費が投入されていないので、市設置型が主です。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○事務局

今説明した内容について再度、私から説明いたします。

市の生活排水処理については、先ほど説明したように公共下水道事業と特別環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業、それと市設置型浄化槽整備事業、そして個人設置型浄化槽整備事業があります。それぞれ当時の市町の政策によって事業が実施されたもので、置かれた背景等異なるものであり、公費負担の公平性と企業内容の比較となると、経営問題となり、この審議会の目的とかけ離れることから、現状説明にとどめさせていただいたらと思います。

一本化について、今まで様々な意見をいただいております。設置された浄化槽の維持管理問題、浄化槽で処理できない地域、特に双海地域の問題、補助金の見直し、費用負担の公平性など、解決しなければならない問題が多く上げられ、十分検討を図りたいと考えております。

このまま市設置型を残すことで使用料を上げたとしても、個人敷地内の浄化槽を永遠に市が管理することになり、浄化槽の老朽化による更新、空き家の管理問題も将来にわたり引き続くことになり、市設置型による整備、維持管理を維持することは大変難しいことです。

市設置型浄化槽の設置基数は５年間で平均16基です。制度変更の周知期間は１年程度で行えると思っております。また、既に設置されている約280基の維持管理を個人に移行するための方法と時期の検討等、理解を得るための周知は十分な期間をもって行うことが必要だと思っております。

このようなことで、委員の意見を踏まえた内容で浄化槽整備を慎重に進めることとして、個人設置型に一本化することで意見の取りまとめをさせていただいたらと思います。よろしくお

願いいたします。

●会長

意見等はないか。

◎委員

こういう資料は、最初の審議会で提示すべきものである。審議するには他事業との比較が必要だと思う。今回の一本化について、個人設置型と市設置型の個人負担がかなり違うことが、問題ではないかと市議会で提議され、今回の審議になった訳だ。この一本化に当たっては、下水道の個人負担あるいは農業集落の個人負担、そして個人設置型負担がある程度公平になるような審議をしないといけないのではないか。市設置型を継続していくと、だんだん管理基数が多くなり市の負担が増える訳だから、やはりどこかで一本化するのは分かる。だから、負担がどうなのかを最初に示してほしかった。そうすると、例えば個人設置型の個人負担が、例えば下水道に比べて安いのであれば今後の一本化に当たって若干上がっても仕方ないと市民の理解も得られると思うが、情報がないままで一本化し、更に財政が厳しいから助成も下げるというのでは納得がいかないので、前回市民負担の公平性が現状概ね保たれているのかどうかという資料提示を言ったのである。

もう一つは、市設置型を継続するといつまでも市の管理が増える問題だと思うが、前回も言ったが、双海地区の急傾斜地、あるいは中山地区の急傾斜地では敷地内に浄化槽が設置できず、離れたところへ設置しなくてはならない。接続するのに、例えば下水道では近くて30万円ぐらいかかり、離れていれば恐らく50万円ぐらいかかる。敷地内に浄化槽が設置できない地区では接続の負担がこれ以上に必要となり、恐らく浄化槽整備がなかなか進まないところをどうするのかという問題がある訳だ。

もう一つ気になったのは、平成24年の伊予市上下水道事業運営審議会の議事録に、下水道対象地区においてアンケート調査を実施し、半分以上が下水道は必要なく、合併浄化槽で良いとなっているらしい。合併浄化槽で不便を感じないので、半分の人が現状のままで良いとの回答が出ているらしいので、今回は合併浄化槽の問題だが、市は生活排水処理事業について総合的に考えてもらわないと、必要ないところへ下水道整備を行っても繋いでもらえなければ何にもならない。現状でも接続されてない方が多いと思う。浄化槽を設置しているから不便に感じないのが現状なので、浄化槽事業の一本化も分かるが、整備済浄化槽をどうするのか。個人に移行せざるを得ないと思うが、離れた場所へ合併浄化槽を設置する場合には費用がかかるという問題を無視して一本化してしまうと、もう合併浄化槽は据えないということが起きてしまうのではないかと危惧されるので、一本化について異議はないが、そのことも含めて検討しないと、合併浄化槽の普及に影響してくると危惧している。

●会長

意見について、いかがか。

○事務局

全てではないのですが、お答えできる範囲でお答えいたします。

まず、公共下水道についてです。前回審議会で若干、触れさせていただきましたが、今回地方交付税の減額などから、市の事業見直しを行っています。下水道課でも、審議いただいている浄化槽事業のみならず、公共下水道事業の見直しも行うこととしており、次回の上下水道事業運営審議会では、今後の整備計画について審議をいただく予定ですので、過去の計画のまま整備を進める訳ではなく、現状の把握等を行いながら、事業の縮小などについて見直しを行っていくこととしておりますので、理解いただいたらと思います。

それと、未接続問題については、現在、職員による戸別訪問を実施しておりますが、粘り強く早期に接続していただけるような努力を今後も引き続いて行っていきたいと考えております。

また、整備が進まない地域について意見をいただきました。

今のところ、有効な手段について断言出来ないのですが、審議会でいただいた意見については、答申の附帯意見としていただき、今後検討を進めていくこととさせていただけたらと考えております。

●会長

ほかに意見とかないか。

◎委員

非水洗化地域の多くは中山間地域だと思うが、その中山間地域を先行投資型の公共下水道で整備を行うのは、見直すべきだと思う。ただ浄化槽等に移行するに当たり、行政が中山間地域に光を当てることをやらないと、強制的に浄化槽にしなければならない訳ではないので、市の財政が厳しいのはよくわかるが、公共の水環境を保全するという観点からも市がある程度費用を持つことは前向きに考えていいのではないかと思う。

○事務局

貴重な意見をありがとうございます。

確かに公共下水道整備を縮小すると、浄化槽による整備が主になりますので、補助金などについて検討を進めていくのは重要であると考えております。

●会長

単に一本化ということだけではなく、審議した過程の中での意見を集約してはどうかと思うが、いかがか。

◎委員

問題点を課題とし、市で解決に向けた検討をしてもらうことも一つの方法かなと思う。

●会長

ただ一本化ということだけでなく、クリアしていかなければならないことを審議会としての

意見とすることでどうか。

審議会として一本化をする前提で進めた場合、どのようなことをする必要があるのかをまとめ、附帯意見として加えたら良いと思うが、市ではどのようにとらえているのか。

〇事務局

１つは、今後の公共下水道整備について、浄化槽での水洗化を図り、水質の向上を図ることも含めた検討が必要と思われること。それと、個人設置型への一本化に対して市の負担割合の検討を行う必要があると考えております。

〇事務局

確認させていただきます。

繰り返しになりますが、個人負担額、市の補助金等の見直しと事業が困難な地域の普及促進の方法の検討実施、この２つで大体含まれると思いますので、審議会の附帯意見として一本化するためには必要だということでいかがかなと考えております。

●会長

抜けてる事項とかないか。

◎委員

確認だが、今新築の助成措置はあるのか。

〇事務局

新築５人槽で19万9千円です。

◎委員

他市町で財政が厳しいから、新築は外すといった動きはないのか。助成措置を見直すのであれば、そのあたりも含めて検討したほうがいいのではないか。

〇事務局

第２回の資料として県内市町の浄化槽費用をお配りいたしました。その中で、新築の浄化槽に補助を出していないのは２市１町です。今の意見も参考にしながら、今後検討していきたいと思っております。

●会長

私のほうで整理すると、一本化はやむを得ないが、それを進めていく上で１つは新築及び転換も含めた補助金の増額を含めた検討をすること、もう一つは個人負担、設置転換が困難な地区においては、手法等の検討を行い普及していくことについて十分に検討を行っていくという、この２つのことを審議会の意見としてつけ加えて、速やかに検討を進めていく。すぐに出来るものと出来ないものがあるだろうが、そのあたりは今後の審議会で中間報告をしてもらうということで、今回の審議会としては附帯意見つきの答申でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、審議会としては合併浄化槽の事業の一本化について、附帯意見を文書にした上で、答申することとする。

そのことに関係して、事務局から何かあるか。

○事務局

ありがとうございます。

ただいま附帯意見をつけることで一本化やむなしとしていただき、ありがとうございます。

そのことに関連し、一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理基本計画の修正が必要となりますので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

●会長

いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

それでは、説明いたします。

〔事務局より追加の資料配布を行う〕

お手元にお配りしました資料をご覧ください。

まず、108ページの下段、生活排水の処理主体、表中の処理主体の伊予市を削除です。

続きまして、111ページ伊予市生活排水処理分布図の右下にあります凡例の一番下、市町村整備事業区域を削除し、右のページになりますが、新たに浄化槽整備事業区域を拡大することとなります。

続きまして、128ページにも同じ図面がありますので、修正を行うこととなります。

続きまして、134ページ②経済的要因の検討の中にある表記の修正、及び135ページ、主な生活排水関係施設の概要の表の修正。

続きまして、137ページ、第５項の(2)合併処理浄化槽の記載の修正。

続きまして、138ページ、各種現行施策の財政制度の比較の表の修正。

続きまして、141ページ、生活排水処理主体の表の修正。

最後に、144ページ、合併処理浄化槽による対策の合併処理浄化槽の設置促進の記載の修正を行うこととなります。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくお願いします。

●会長

これは確認なので、事務局に任せることでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、(1)の議題については審議を終わり、(2)その他について、何かあるか。

○事務局

今後の審議会予定について説明いたします。

次回の審議会では、来年度の一般廃棄物処理の実施計画案を提示いたしまして、審議いただく予定です。

時期については、今年度における廃棄物処理状況が一定把握できる時期を見計らい、委員の日程調整を行いまして、案内させていただきたいと考えております。

以上です。

●会長

今年度の実施計画について３月に審議したが、時期的に不十分ではないかということがあったので、次回は実績がある程度見込める時点が良いと思うので、年末か、年明けあたりに開催してはどうか。

〇事務局

まず、半年以上は実績等を積み上げた形で開催したいと思います。出来るだけ早く実施いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●会長

昨年度よりは早目に開催できるようお願いする。

その他、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、以上で本審議会を終了します。

御協力ありがとうございました。

〇事務局

これをもちまして、第３回伊予市環境審議会の全ての予定を終了いたしましたので、閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後２時55分　閉会